PRESS RELEASE　報道機関配布資料　高崎市 TAKASAKI CITY

令和８年１１月４日

件名　　県内児童相談所・群馬県警察合同による児童虐待対応訓練を実施します。

高崎市児童相談所では、児童虐待の早期発見と迅速な対応を目指し、関係機関との連携強化に取り組んでいます。この度、群馬県内の児童相談所及び群馬県警察との合同により、児童虐待対応訓練を下記のとおり実施します。保護者が介入を強く拒絶する緊迫した状況を想定し、模擬家屋を用いたより実践的な訓練を通じて、関係機関の連携と現場対応力の強化を図ります。

１　日　時：令和８年 11 月 12 日（木）14:00～15:00

２　場　所：群馬県警察学校　模擬家屋
（前橋市元総社町 80 番地 5）

３　参加者：訓練参加者、見学者　計 60 名程度
・高崎市児童相談所（こども救援課）
・群馬県（児童福祉課、各児童相談所）
・群馬県警察（子供・女性安全対策課、各警察署）

４　訓練内容
（１）訓練想定
近隣住民から「毎日のように男性の怒鳴り声と、子どもの『痛い。ママ助けて』という泣き声が聞こえる」との通告を受理。児童相談所職員が家庭訪問を実施するも、保護者が調査を強く拒絶し、屋内の状況が一切確認できない状況。

（２）訓練内容
模擬家屋を使用し、以下の手順を実践・確認します。
「立入調査」：児童虐待の防止等に関する法律第９条に基づき、児童の安全を確認するため、居宅への立入調査を行います。母親や内縁の夫が拒絶したため、保護者に対して必要な告知を行い、臨検・捜索に移行します。
「臨検・捜索」：児童虐待の防止等に関する法律第９条の３に基づき、裁判所の許可状の発付を受けて執行します。施錠されたドアの解錠・チェーンロック切断、警察官との連携の上、抵抗する母親や内縁の夫を説得・制止し、児童相談所職員が児童を保護します。

５　参考
・児童相談所と群馬県警察との合同訓練は、平成２０年度から開催しています。

【本件に関する問い合わせ】
福祉部こども救援課
電話：０２７－３４５－５１８９